千葉県三番瀬再生計画(基本計画)

平成18年12月

千 葉 県

三番瀬は、東京湾に残された貴重な干潟・浅海域であり、自然環境を再生して、地域住民が親しめる豊かな海域とし、次世代に引き継いでいくことが 重要です。

三番瀬については、平成4年から5年にかけて、740ヘクタールの埋立が計画されましたが、千葉県環境会議から環境についての補足調査の実施や土地利用の再検討を行うようにとの提言が出される一方、埋立に反対する署名運動などにより、全国から注目されるようになりました。

こうした状況を踏まえ、県では、平成11年に埋立計画を101ヘクタールに縮小する案を公表しましたが、再び環境会議から周辺環境に及ぼす影響の検討や土地利用の精査等が求められるなど、三番瀬の埋立計画は長年にわたって紆余曲折を経てきました。

そこで、三番瀬の埋立計画を一旦白紙に戻し、徹底した情報公開と住民参加のもとで、三番瀬の保全と再生を目指して新たな計画をつくることとし、平成14年1月に、幅広い多くの方々の参加を得て三番瀬円卓会議を設置し、2年間の熱心な御議論を経て、平成16年1月に提言をいただきました。

その後、県では、この提言をもとに、基本計画と事業計画で構成する「三番瀬再生計画」を策定することとし、三番瀬再生会議からの答申や県議会での御議論、パブリックコメントなどを踏まえて、再生の理念や目標を定めた基本計画を策定いたしました。

さらに、この基本計画に基づき、5年ごとに具体的な事業を定めた事業計画 を策定し、三番瀬の再生に着実に取り組んでまいります。

また、三番瀬については、長年の懸案事項である漁業補償問題や湾岸地域の 交通混雑解消など、複雑かつ困難な諸問題を抱えており、県議会においても 三番瀬問題特別委員会を設け、幅広く御審議いただいたところです。

今後とも、県民の信託に応えるため、県議会をはじめ、地域住民、地元市及び漁業者等関係者の御理解と御協力をいただき、これらの問題の解決に向けて努力してまいります。

おわりに、県議会の皆様をはじめ、県民、地域住民、三番瀬円卓会議及び三番瀬再生会議の委員、関係省庁及び地元市など、計画の策定に当たり御支援・御協力をいただいた皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、引き続き、三番瀬の再生に向けて、一層の御支援・御協力をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

平成18年12月

目 次

まじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針	
第1節 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2節 再生の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1 生物多様性の回復	
2 海と陸との連続性の回復	
3 環境の持続性及び回復力の確保	
4 漁場の生産力の回復	
5 人と自然とのふれあいの確保	
第3節 再生に当たっての進め方・・・・・・・・・・・・・・・	9
1 科学的な知見及び漁業者の経験的な知見の活用	
2 予防的態度及び順応的管理	
3 賢明な利用	
4 協働による取組	
第4節 東京湾の再生につながる広域的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第 5 節 計画・交流区域・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
1 計画区域	
2 交流区域	
第2章 三番瀬の再生に向けて講ずべき施策	
第1節 干潟・浅海域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第2節 生態系・鳥類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第3節 漁業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第4節 水・底質環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
第5節 海と陸との連続性・護岸 ・・・・・・・・・・・・・・	21
第6節 三番瀬を活かしたまちづくり・・・・・・・・・・・・	23
第7節 海や浜辺の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
第8節 環境学習・教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第9節 維持・管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
第 10 節 再生・保全・利用のための制度及び	
ラムサール条約への登録促進 ・・・・・・・・・・・	28

	広報 ・・ 東京湾の														
第3章 三	E番瀬の再≦	上の推進	扩法												
第1節	事業の進め	か方・・						•		•	•	•	•	•	• 34
第2節	推進体制。		• • •	• •	• •	• •	• •	•	• •	•	•	•	•	•	• 35
(参考)															
千葉	集県三番瀬戸	再生計 画	面の策定	経緯	• •	• •	• •	•	• •	•	•	•	•	•	• 36
三番	蘇瀬再生会 認	義委員名	3簿・・	• •		• •		•		•	•	•	•	•	• 37
用語	語説明・・・							•		•	•	•	•	•	• 38

はじめに

千葉県では、東京湾の奥部に残された貴重な干潟・浅海域である三番瀬の再生・保全を目指し、平成16年1月22日に三番瀬再生計画検討会議(円卓会議)からいただいた「三番瀬再生計画案」をもとに、千葉県三番瀬再生計画(基本計画)(以下「基本計画」という。)を策定しました。

基本計画では、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指して、 三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針、三番瀬の再生に向けて講ずべき 施策及び三番瀬の再生の推進方法を定めています。

基本的な方針においては、再生の目標として

- 1 生物多様性の回復
- 2 海と陸との連続性の回復
- 3 環境の持続性及び回復力の確保
- 4 漁場の生産力の回復
- 5 人と自然とのふれあいの確保

の5つの項目を定め、この目標の実現に向けて、4つの「再生に当たっての進め方」 12の「再生に向けて講ずべき施策」、2つの「再生の推進方法」を定めました。

また、「再生に向けて講ずべき施策」に係る事業については、県が主体となって実施する事業を中心に、千葉県三番瀬再生計画(事業計画)(以下「事業計画」という。)として取りまとめることとし、県以外が実施する事業についても必要な協議・調整を行います。

基本計画

第1章 三番瀬の再生に関する施策 についての基本的な方針

第1節 背景

第2節 再生の目標

- 1 生物多様性の回復
- 2 海と陸との連続性の回復
- 3 環境の持続性及び回復力の確保
- 4 漁場の生産力の回復
- 5 人と自然とのふれあいの確保

第3節 再生に当たっての進め方

- 1 科学的な知見及び漁業者の経験的な知見の活用
- 2 予防的態度及び順応的管理
- 3 賢明な利用
- 4 協働による取組

第4節 東京湾の再生につながる広域的な取組

第5節 計画・交流区域

- 1 計画区域
- 2 交流区域

第2章 三番瀬の再生に向けて 講ずべき施策

- 第 1節 干潟・浅海域
- 第 2節 生態系・鳥類
- 第 3 節 漁業
- 第 4節 水・底質環境
- 第 5節 海と陸との連続性・護岸
- 第 6節 三番瀬を活かしたまちづくり
- 第 7節 海や浜辺の利用
- 第 8節 環境学習・教育
- 第 9 節 維持・管理
- 第10節 再生・保全・利用のための制度及び

ラムサール条約への登録促進

- 第 11 節 広報
- 第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組

第3章 三番瀬の再生の推進方法

第1節 事業の進め方

第2節 推進体制

事業計 Ш

- 1 干潟・浅海域 5 海と陸との連続性・護岸 9 維持・管理

2 生態系・鳥類

4 水・底質環境

- 6 三番瀬を活かしたまちづくり

- 3 漁業
- 7 海や浜辺の利用
- 8 環境学習・教育
- ラムサール条約への登録促進
- 11 広報
- 12 東京湾の再生につながる広域的な取組

10 再生・保全・利用のための制度及び

図 はじめに 1 三番瀬再生計画の構成

第1章 三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針

第1節 背景

東京湾には、約13,600ヘクタールもの干潟がありましたが、1960年代から陸域の工業化や市街化、港湾の発展とともに、埋立てが急激に進み、その結果、現在では、90%以上の干潟が失われています。

三番瀬は、東京湾奥の江戸川河口域に位置し、豊かな沿岸生態系を有していました。そして、江戸時代以降、三番瀬周辺は漁村、港町として大きく発展してきました。

戦後の大規模な埋立てや後背地の都市化により、三番瀬と周辺の環境が大きく変わりました。

埋立てで確保された工業用地には、第二次産業の企業が誘致され、多くの県民の雇用の場が提供され、千葉県の経済を牽引するエンジンとしてその役割を果たしてきました。

しかし反面、埋立てによる工業地帯の造成等は、自然環境の悪化や生態系の 著しい改変、漁業生産の低迷、水質汚濁を招くことになりました。

また、埋立てにより、波・流れが変化し、河川等から供給される淡水や土砂の流れも変化し、三番瀬の河川とのつながりが弱まり汽水的環境が減少し、海域面積が減少して閉鎖的傾向が強まるとともに地盤高低下による浅海域化が進みました。また、生活排水や産業排水は海域の富栄養化をもたらしました。現在の三番瀬は、開発前の環境とは大きく異なるものの、かつての東京湾の自然環境の多様性を残している貴重な干潟・浅海域となっています。

開発から自然との共生へと人々の価値観が変わっていく時代の中で、千葉県は三番瀬埋立計画を中止し、そのことにより生じた諸課題の解決に取り組むとともに、三番瀬の自然を再生するための計画を策定するため、広く住民が参画する三番瀬再生計画検討会議(円卓会議)を設置しました。円卓会議における2年間の検討を経て、三番瀬再生計画案が県に提出されました。

県では、提出された三番瀬再生計画案をもとに、かつての干潟を取り戻し、 生物多様性を確保し、高い水質浄化機能やアサリ、カレイ、ノリ等を育む豊か で安定した漁場を持ち、水鳥類の中継地や人と自然とがふれあう水辺空間とし ての三番瀬の再生を目指し、その恵みを次世代へと引き継いでいくこととし、 この計画を定めます。

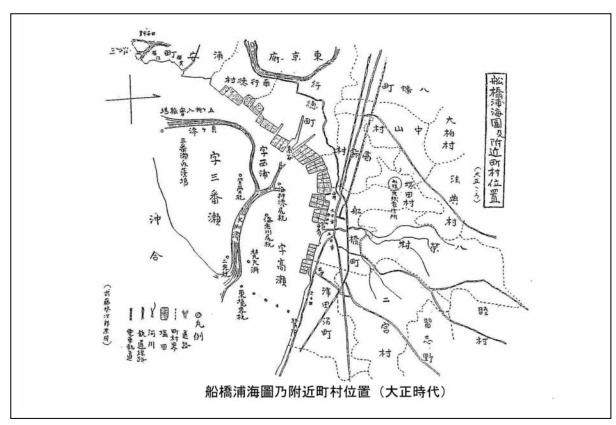
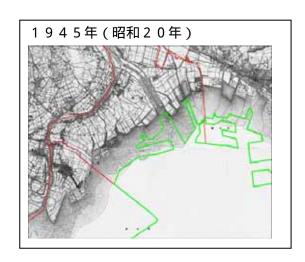


図1-1-1 大正時代の三番瀬付近図(武藤啓次郎原図)

三番瀬をめぐる埋立計画等の推移(表1-1-2)

1 9 9 2 年 3 月	県が京葉港二期地区270ヘクタールの土地造成計画を位置付
(平成4年)	ける。
1993年3月	県が市川二期地区470ヘクタールの土地造成計画を位置付け
(平成5年)	る。
1 9 9 3 年 3 月	県が千葉県環境会議に、「市川二期地区・京葉港二期地区土地
(平成5年)	造成計画に係る環境保全計画書」を提出
1995年11月	千葉県環境会議から県に対して「市川二期地区・京葉港二期地
	区土地造成計画に関する環境保全のあり方について」の提言が
(平成7年)	出された。
1996年1月	
(平成8年)	補足調査の現地調査開始(平成9年11月に現地調査終了)
1998年5月	補足調査専門委員会から「現況把握の中間とりまとめ状況」を
(平成10年)	県に報告
1998年6月	知事が「市川二期地区・京葉港二期地区土地造成計画(740
(平成10年)	ヘクタール)」の見直しを表明

1999年6月(平成11年)	県が市川二期・京葉港二期地区計画の「見直し案」101ヘク タールを発表
2001年3月(平成13年)	千葉県環境会議から県に対して「市川二期地区・京葉港二期地区土地造成計画に係る具体的な計画案に関する環境保全のあり方について」の見解が出された。
2001年4月(平成13年)	堂本知事が就任し、101ヘクタールの埋立計画(三番瀬埋立 計画)を白紙に戻すことを表明
2002年1月(平成14年)	県が三番瀬再生計画検討会議(三番瀬円卓会議)を設立
2004年1月(平成16年)	三番瀬円卓会議から知事へ三番瀬再生計画案を提出





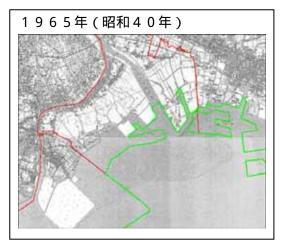




図1-1-3 海岸線の変遷(赤線は現在の市界、緑線は1998年の海岸線) (国土地理院発行の5万分の1地形図を基に作成)

第2節 再生の目標

三番瀬の再生の目標として、「生物多様性の回復」、「海と陸との連続性の回復」、「環境の持続性及び回復力の確保」、「漁場の生産力の回復」及び「人と自然とのふれあいの確保」の5つを定めます。

1 生物多様性の回復

戦後の埋立てや都市化以前の三番瀬に見られた藻場、州、泥干潟、汽水域等の多様な環境を再生することにより、干潟に依存する多様な生物がその生活史の全部又は一部を過ごすことのできる三番瀬を回復し、三番瀬から失われた生物が生息できる環境の再生に取り組み、「生物多様性の回復」を目指します。

2 海と陸との連続性の回復

戦後の埋立てや都市化以前の三番瀬が、陸から海へと次第に移り変わる自然の連続性があることにより豊かであったことを考慮し、現在残っている干潟・ 浅海域は保全するという原則に立って、三番瀬への河川等からの淡水や土砂の 供給、後背湿地や地下水脈を通じた淡水の供給等を取り戻すため、三番瀬の干潟 の再生、水循環の健全化及び後背湿地の再生に取り組むとともに防災に配慮し つつ、失われている「海と陸との連続性の回復」を目指します。

3 環境の持続性及び回復力の確保

周辺の埋立て、青潮の発生、洪水時の淡水流入、生活排水や産業排水等により環境の変化に対する回復力が弱まっていることから、青潮(貧酸素水塊)発生の抑制に向けて、長期的視野に立って取り組むとともに、流入河川等の水質改善をはじめとした海域環境の改善に取り組み、「環境の持続性及び回復力の確保」を目指します。

4 漁場の生産力の回復

水産資源の持続的な利用を実現し、環境依存型・環境維持型産業である漁業 を維持・発展させていくため、漁業者の経験的知見及びその他の科学的知見を 生かした中で、干潟の再生や藻場の復元等の漁場環境の改善や持続的な漁業の 振興に取り組み、「漁場の生産力の回復」を目指します。

5 人と自然とのふれあいの確保

三番瀬は、人と自然とのふれあいが期待できる貴重な水辺であることから、 親水性及びパブリックアクセスの向上、景観への配慮や海を活かしたまちづく り、再生事業への県民参加、環境学習・教育の推進等、ふれあいを進める仕組 みづくりに取り組み、「人と自然とのふれあいの確保」を目指します。

再生の目標	達成イメージ
生物多様性の回復	戦後の埋立てや都市化以前の藻場、州、泥干
	潟、汽水域等の多様な環境が回復され、ハマグ
	リ、アオギス、シラウオ等の失われた生物が戻
	り、多様な水鳥類が安定して飛来できる三番瀬
海と陸との連続性の回復	干潟、後背湿地、水の流れの再生や海と陸と
	の自然な連続性が確保された護岸の整備がな
	された三番瀬
 環境の持続性及び回復力の確保	東京湾の水質が改善され、青潮の心配のなく
域境の引流性及び回復力の確保	なった三番瀬
	- A フルニ 田 /赤
漁場の生産力の回復	1960 年代の多くの種類の魚介類を漁獲する
	多様な漁業の復活した三番瀬
 人と自然とのふれあいの確保	
	ふれあいを進める仕組みづくりがなされた三
	番瀬

第3節 再生に当たっての進め方

三番瀬の再生に当たっては、人間は、自然、生物、生態系等の自然環境のすべてがわかるものではないことを認識し、常に謙虚に、そして慎重に行動することを基本とし、以下の点に留意して進めることとします。

1 科学的な知見及び漁業者の経験的な知見の活用

生態系その他の自然環境にあっては複雑で絶えず変化するものであることから、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者等の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行うとともに、これまで蓄積されたデータを適切に解析し、得られた科学的知見を活用します。

また、漁業者が、漁業活動を通じて三番瀬の環境の保全を担ってきたことから、その豊富な経験的知見を活用して三番瀬の自然再生に取り組みます。

2 予防的態度及び順応的管理

自然環境の再生に向けての科学的知見の蓄積に努めますが、必ずしも十分でないこと及び事業の実施に伴う影響予測には不確実性が伴うことから、不可逆的な影響をもたらすおそれがある場合は、予防的態度に基づいて、必要に応じた見直しを視野に入れた事業や計画とします。

また、自然の回復力を人間がサポートするという考え方に基づいて、再生の 目標に向かって少しずつ手を加えながら、自然がどのように変化するかを十分、 観察・記録し、そのつど検討を加えながら計画を手直しする順応的管理の原則 に立って三番瀬の自然再生に取り組みます。

3 賢明な利用

三番瀬の利用に当たっては、生態系の特性を維持でき、かつ水質汚染のないような方法で、現世代の利益のみならず、次世代に引き継ぐ財産として、長期的な視点に立った、賢明な利用の原則に基づいたものとなるよう努めます。

4 協働による取組

三番瀬の再生に当たっては、行政、県民、地域住民、漁業者、NPO、事業者等、三番瀬に関わりのある様々な主体と、適切な分担のもとに協働して取り組みます。

また、国や大学等の研究機関との連携を深め、自然環境の再生等に関する様々な技術、研究成果を活用していきます。

第4節 東京湾の再生につながる広域的な取組

森林、農地、都市、河川、沿岸域等の陸から海にかけての生態系は、水循環、 物質循環等を介して密接な関係を持ち、ひとつの流域圏を構成しています。

閉鎖性海域である東京湾は、河川等を通してもたらされる赤潮・青潮の発生 原因である汚濁負荷等が湾内に留まりやすい特性を有しています。

また、陸と海との相互の関わりについては、「森は海の恋人」といわれるように、水源のかん養、栄養分の供給等の機能を有する森林の保全が海の環境や生態系の保全につながるという認識が全国的になされるようになってきました。

三番瀬についてみても、三番瀬に流入する河川及び陸域からの汚濁負荷の低減に取り組むとともに、海域が連続している東京湾を意識し、そこに流入する河川の流域や広く東京湾を組み込んだ広域的な視点が重要となってきます。

このことから、県として、三番瀬の自然再生を進めるとともに、国をはじめ、 東京湾に流入する河川の流域や東京湾周辺の自治体等と連携を強化した広域的 な取組を目指します。

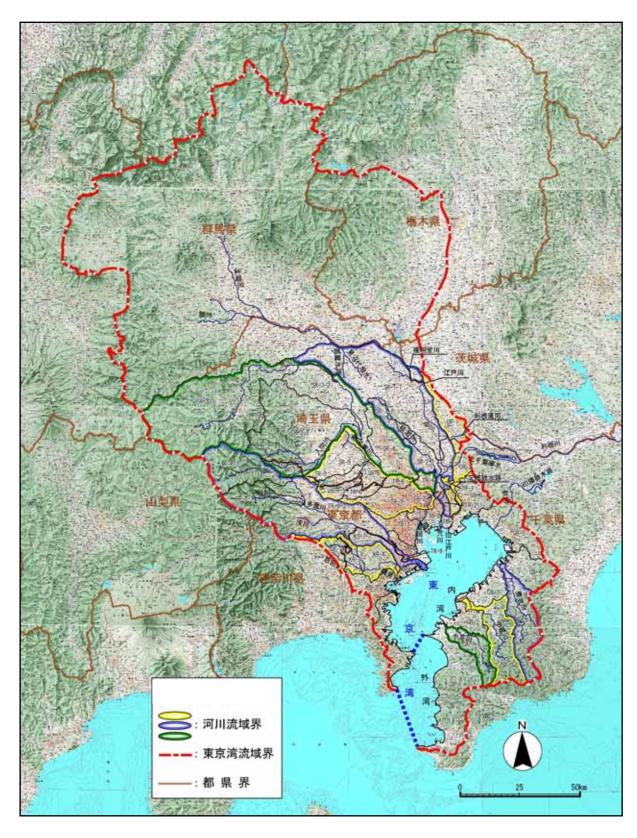


図1-4-1 東京湾の流域界(国土地理院の数値地図を基に作成)

第5節 計画・交流区域

再生事業の実施について検討の対象とする区域を計画区域と定め、三番瀬の再生に密接につながり、広く連携・協力・交流を図る区域を交流区域と定めます。

- 1 計画区域(再生事業の実施について検討の対象とする区域)
- (1)三番瀬(約1,800ヘクタール)及びその周辺の海域
- (2) 三番瀬に接する浦安市、市川市、船橋市及び習志野市の区域(約181平方 キロメートル)

三番瀬の範囲は、概ね、西は浦安市入船・日の出地先護岸、北は市川市塩浜地 先護岸及び船橋市潮見町地先護岸、東は船橋航路東端、南は浦安市日の出地先護 岸突端と習志野市茜浜地先護岸突端を結ぶ範囲です。



図1-5-1 三番瀬の範囲

2 交流区域(広域的に連携・協力・交流を図る区域)

三番瀬の自然環境に影響を与え、その再生と密接につながりを持つ東京湾(館山市洲崎から三浦市剣崎を結んだ線と陸岸で囲まれた海域)や東京湾に流入する河川流域の区域を「交流区域」と位置付け、国、関係自治体等と連携・協力・交流を図りながら、三番瀬の再生を進めるとともに、東京湾全体の再生に向けた動きの輪を広げる区域とします。

第2章 三番瀬の再生に向けて講ずべき施策

第1節 干潟・浅海域

かつて江戸川河口の広大な干潟の一部であった三番瀬は、埋立てにより後背湿地が消失し、海域が狭められ、干潟が減少しました。さらに、地盤高の低下により干潟の浅海域化が進みました。また、三番瀬への河川等からの淡水や地下水の流入が減り、汽水的環境の場が減少しました。こうして多様であった三番瀬の自然環境の単調化による悪化が進みました。

このことから、三番瀬の環境調査を継続して環境変化を監視しつつ、戦後の 埋立てや都市化以前の三番瀬に近づけるため、海と陸との自然の連続的なつな がりを回復させ、さらに環境の多様化を進めることにより、多様な生物が生息 し、青潮の発生等による環境の急変からの回復力の強い干潟・浅海域を取り戻 し、水質の浄化作用等の諸機能の強化を図ることが重要です。

そのため、三番瀬の水循環を健全化し、河川等からの土砂供給を回復させ、 多様な塩分濃度を有する汽水的な環境を創出し、海と陸との自然のつながる場 所を増やし、生物種と環境の多様性の回復を目指します。





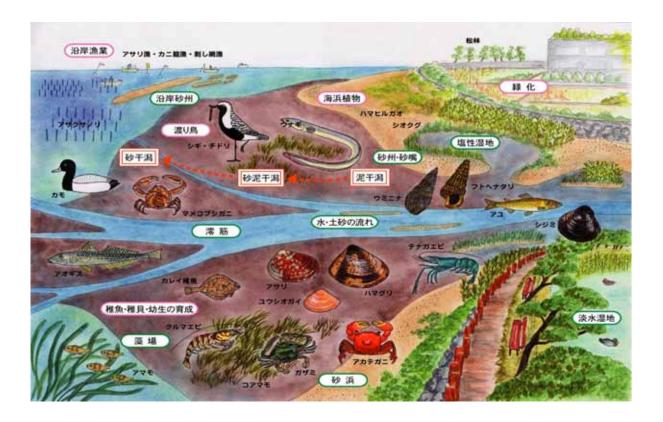
図2-1-1~2 ふなばし三番瀬海浜公園前の干潟



図2-1-3 浦安市日の出地先の干潟

参考図「三番瀬の再生のイメージ」

(三番瀬再生計画検討会議編『三番瀬再生計画案』49ページから引用)



第2節 生態系・鳥類

現在の三番瀬は、埋立てによる海域面積の減少と河川とのつながりの弱まり、 後背湿地の消失、地盤高の低下等による浅海域化、周辺部の都市化等、多くの 急激な変化により干潟的環境の多くが失われました。このため、干潟的環境に 依存して生息する水鳥類、魚類、底生生物や水生植物の中には姿を消したもの があります。また、種類数の減少以外にも、個体数の減少又は一部の増加傾向 等、生息状況が大きく変わったものもあり、生態系も変化しています。

それでもなお、三番瀬には多様な自然環境が存在し、水鳥をはじめとする多くの生物が生息しています。

このことから、多様な環境を保全するとともに、健全で豊かな生態系の回復 や、干潟に特有な生物種の復活を図り、生物多様性を高め、様々な生物種が安 定して生息できるようにすることが重要です。

そのため、現在残る干潟的環境を保全し、さらに多様な環境の復元を目指すとともに、行徳湿地や河川等と三番瀬の連続したつながりの回復を目指します。

三番瀬の生物



図2-2-1 ニホンドロソコエビ



図2-2-2 アシナガゴカイ



図2-2-3 アサリ



図2-2-4 イシガニ



図2-2-5 イシガレイ



図2-2-6 マハゼ



図 2 - 2 - 7 アナアオサ



図2-2-8 スサビノリ



図2-2-9 ハマシギ



図 2 - 2 - 10 コアジサシ (田久保晴孝氏提供)



図2-2-11 スズガモ



図2-2-12 シロチドリ

第3節 漁業

三番瀬とその周辺海域は、多くの魚類や貝類等の産卵、生育の場として、東京湾全域の漁業にとって重要な役割を果たしています。

そして、三番瀬における漁業は、首都圏をはじめとする消費者に新鮮な水産物を供給するとともに、地場産業として地域の経済と社会に大きな役割を果たしています。また、ノリやアサリ等の生産により、海域に流入した窒素・りんの回収を通じて水質浄化に寄与するとともに、貝類漁業において海底を耕うんすることにより底質の維持改善に貢献してきました。

しかし、その漁場環境は、埋立てに伴う海域の減少等により大きく変わり、 多くの漁業資源が消滅、減少し、多くの漁法も消えていきました。基幹漁業で あるノリ養殖業やアサリ漁業も不安定な生産を強いられ、漁業後継者不足に関 しても課題となっています。また、ノリやアサリ等の生産の不振は三番瀬の持 つ水質浄化機能の低下を招くことが懸念されます。

このことから、多様な水生生物が安定して生息する生態系バランスのとれた 豊かな漁場の再生を図り、安定した生産と収入が得られ、若年層が将来に希望 を持って漁業を引き継ぐことができるようにすることが重要です。

そのため、漁場環境の改善、安定したノリ養殖業やアサリ漁業に向けた研究の推進、漁業基盤の整備、漁業者と消費者を結ぶ「*千産千消」の推進等に取り組み漁業の振興を目指します。



図 2 - 3 - 1 アサリ漁の様子

*千產千消

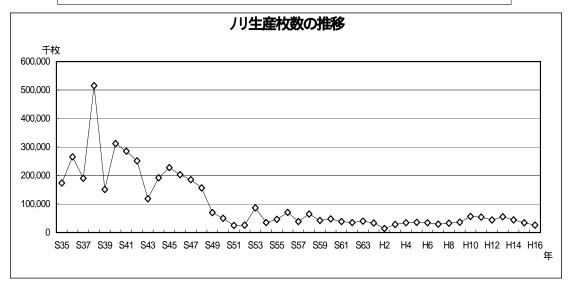
地産地消の考え方に基づき、千葉県産の新鮮でおいしい、安全・安心な農林水産物を、県内の皆さんに消費していただくことをいいます。

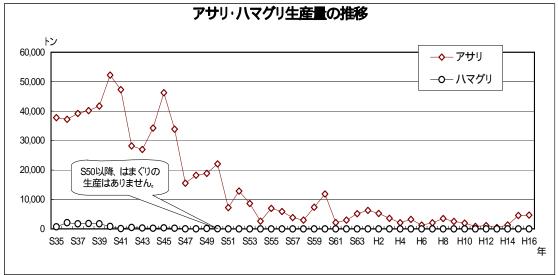


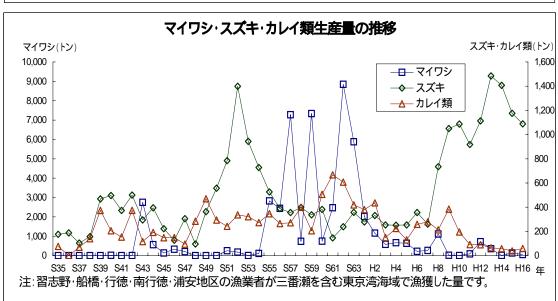
図 2 - 3 - 2 ノリ養殖風景

三番瀬の主な漁業対象種の生産状況(図2-3-3)

資料:農林水産統計年報(昭和35年~平成16年)







第4節 水・底質環境

現在の三番瀬は、臨海部の埋立て等による広大な干潟や後背湿地の消失、内陸部での水田・水路の埋立てや小河川の排水路化等によって三番瀬への淡水や土砂の流入量が減少したことにより、かつての干潟的環境と生物多様性が失われ、環境変化に対する回復力が大きく低下しています。

また、生活雑排水等による富栄養化や浚渫窪地の存在、あるいは経済活動を 支える上で必要な航路の存在は、三番瀬の生物に悪影響を与える青潮の発生や 浸入を促しています。

このことから、海域をこれ以上狭めないことを原則とし、多様な水・底質環境の回復、流入河川等の汚濁負荷の低減による水質改善等を進め、生物多様性の回復及び環境の回復力の確保を図ることが重要です。

そのため、淡水や土砂の流入を通して、多様な塩分濃度の汽水域の復活、干 出域の拡大、多様な底質環境の形成について検討するとともに、水質汚濁の原 因の調査や監視を行いながら、流入河川の有機物質、りん及び窒素等の負荷量 の削減を目指します。

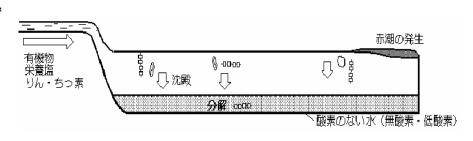


図2-4-1 三番瀬付近での青潮発生状況 (平成12年10月7日。宇宙航空研究開発機構地球観測センター提供)

青潮の起こりかた

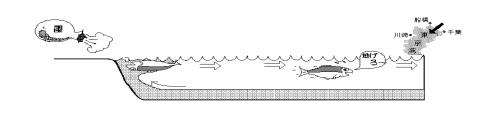
│ │ 家庭や工場等から排出される有機物や、東京湾で生産される有機物(植物プランクトン)が

底層に沈んで、そこで 有機物を分解する細 菌によって分解され る。このときに酸素 を消費し、底層水中 の酸素がなくなる。



水温が高くなると、海水は成層をつくり混合しにくくなるので、大気からの酸素の供給がなく、 ますます酸素がなくなる。

□ 北東の風が 吹くと、表層の水が 沖に流れ出る。(離 岸流)そして、底層 にあった酸素の少 ない水が湧昇してくる。



□ 海水中にた くさん含まれてい る硫酸イオンは、酸 素のない水中で、硫



酸還元菌により還元されて硫化物イオンができる。硫化物イオンが湧昇により、大気中の酸素と 反応してイオウができる。イオウや多硫化物イオンが光を散乱させるために、海面の色が乳青色 や乳白色に見える。

図2-4-2 青潮の起こり方(出典:千葉県環境研究センター)

第5節 海と陸との連続性・護岸

現在の三番瀬は、海と陸との変化に富む自然なつながりが護岸によって断ち 切られています。また、直立護岸の一部には、鋼矢板の腐食、老朽化、高さの 低下が認められます。

このことから、海と陸との自然な連続性を徐々に取り戻し、人々と三番瀬と のふれあいを確保していくことが重要です。また、安全性が保たれていない護 岸については、必要な安全性を早急に確保することが必要です。

そのため、安全性が保たれていない護岸については、安全かつ生態系に配慮 した護岸改修を早期に進めるとともに、護岸の海側及び陸側における自然再生 への取組の検討、親水スポット等の整備により海と陸との連続性の回復を目指 します。



図 2 - 5 - 1 浦安市入船

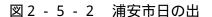






図2-5-3 市川市塩浜2丁目 図2-5-4 市川市塩浜3丁目



図2-5-5 市川市塩浜1丁目



図2-5-6 市川漁港



図2-5-7 ふなばし三番瀬海浜公園前



図2-5-8 船橋市潮見町

第6節 三番瀬を活かしたまちづくり

三番瀬の後背地には、直立護岸や高架鉄道等により海と街が切り離されている 区域が広くあります。一方、地元市においては、まちづくりの主体として、三番 瀬を活かしたまちづくりに向けた方針や構想、計画を定める等の取組を進めてい ます。

このことから、市や住民、地権者、NPO等と県が適切な役割分担のもと協力・ 連携して、景観等に配慮した三番瀬にふさわしいまちづくりを進めていくことが 重要です。

そのため、

- 1 浦安側では、日の出地区にある貴重な干出域を活かし、自然環境と住環境が共存するまちづくり
- 2 市川側では、三番瀬、市川塩浜駅周辺、行徳湿地一帯の自然環境の連続性を 持った海と水に親しめるまちづくり
- 3 船橋側では、ふなばし三番瀬海浜公園を活かした人と自然が共生するまちづくり
- 4 習志野側では、ラムサール条約湿地である谷津干潟を三番瀬との関連の湿地と位置付け、都市と自然が共生したまちづくり

等を促進し、三番瀬の再生・保全に配慮しつつ、三番瀬を活かしたまちづくりを目指します。

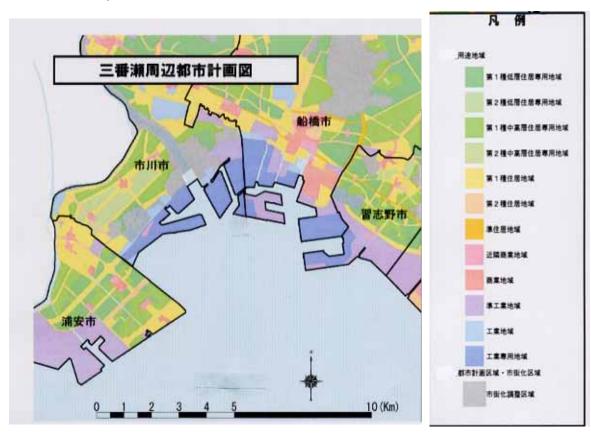
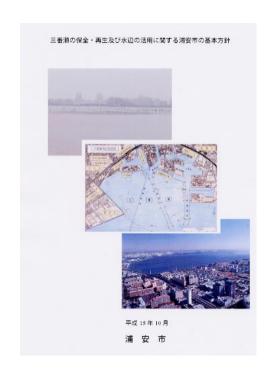


図2-6-1 三番瀬周辺都市計画図(平成18年3月31日現在)



市川市行徳臨海部基本構想 ~三番瀬の再生と行徳臨海部の まちづくりの実現に向けて~ 平成14年12月 市川市

図2-6-2 三番瀬の保全・再生及び 水辺の活用に関する浦安市の基本方針

図2-6-3 市川市行徳臨海部基本構想

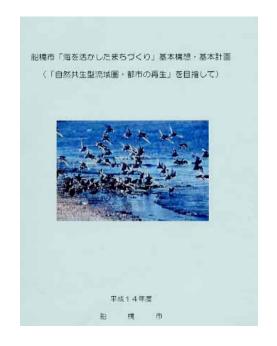
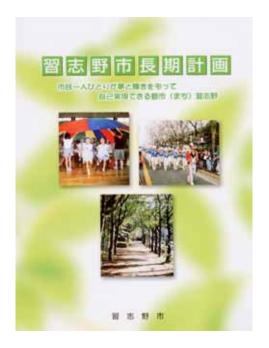


図2-6-4 船橋市「海を活かした 図2-6-5 習志野市長期計画 まちづくり」基本構想・基本計画



第7節 海や浜辺の利用

現在の三番瀬は、ふなばし三番瀬海浜公園前での潮干狩り等を除けば、人は海とふれあいにくくなっています。

このことから、三番瀬をふるさとの海として実感できるよう、人々が親しみ、 安全に利用できるような取組を進めるとともに、生態系の保全や漁業への配 慮を行うことが重要です。

そのため、人が海と親しめる場所や機会の確保、住民参加のもとでの海や浜 辺の利用のルールづくりへ取り組んでいきます。

また、長期的には、まちづくりと一体となった三番瀬の保全、地域における 三番瀬を保全する文化の発展を目指します。



図2-7-1 潮干狩り(ふなばし三番瀬海浜公園前)

「プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」施行(平成 15 年 1 月 1 日) 前後の三番瀬(浦安市入船から)



図2-7-2 指導及び強制移動措置前



図2-7-3 指導及び強制移動措置後

第8節 環境学習・教育

現在の三番瀬は、人と海とが隔てられ、住民にとって必ずしも近いものではありませんが、三番瀬周辺にある浦安市郷土博物館、行徳野鳥観察舎、ふなばし三番瀬海浜公園、谷津干潟自然観察センター、学校等の施設やNPO等により、個々に環境学習・教育への取組が行われています。

このことから、より広範に多くの人々が参加・体験できるよう、地域の特性を生かし、各年代層の経験や関心に応じた環境学習・教育を行う体制を作り上げていくことが重要です。

そのため、地域全体で主体的に進められるよう、環境学習・教育のための検討組織を設置して、施設の整備や場の提供に取り組むとともに、人材の育成・確保を目指します。



図2-8-1 浦安市郷土博物館



図2-8-2 行徳野鳥観察舎



図2-8-3 ふなばし三番瀬海浜公園前



図2-8-4 谷津干潟自然観察センター





図2-8-5 浦安市立日の出小学校における環境学習(浦安市立日の出小学校 提供)

第9節 維持・管理

三番瀬は、埋立て等が進み地形や生態系が大きく変化した現在でも、大部分が漁場として活用され、持続的生産の維持努力が払われています。その結果、かつての豊かさはありませんが、多様な自然環境が残され、多くの生物が生息しています。

このことから、これらを損なうことなく保全していく必要があるとともに、 自然環境の再生に取り組み、次世代に引き継いでいく必要があります。これは 自然を相手とする息の長い取組となり、長期的に多くの主体と幅広い世代の参 加により進めていくことが重要です。

そのため、漁業者はもとより、多くの個人、団体が参加できる機会を提供し、 様々な主体による友好的で広域的なつながりを持つ協働がなされ、三番瀬をふ るさとの海として自ら維持・管理するような仕組みの創出を目指します。

また、三番瀬及びその周辺海域の自然環境のモニタリング体制を確立し、水質汚濁や生物多様性の低下等の環境変化に対応できる体制を目指します。

住民、NPO、行政等の協働による清掃活動の様子



図2-9-1 浦安市(長崎康男氏提供)



図 2 - 9 2 市川市

(市川三番瀬クリーンアップ大作戦実行委員会提供)



図2-9-3 船橋市



図2-9-4 習志野市(谷津干潟) (谷津干潟自然観察センター提供)

第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進

三番瀬の再生・保全には、県民、地域住民、漁業関係者、環境保護団体、 専門家、国、県、市等の関係者が連携した息の長い取組が必要です。

この取組を支えるために、三番瀬の再生・保全・利用の基本理念、各主体の役割、再生計画、再生事業、三番瀬の保全・利用に関するルール、三番瀬再生会議の設置等を明確にした条例の制定を目指します。

また、三番瀬には、湿地及びその生態系の保護と湿地の賢明な利用を目的とするラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)の登録基準を満たす数多くの水鳥が渡ってきます。豊かな生態系を未来の世代にまで残すために、関係者の合意のもとでラムサール条約への登録を促進し、既にラムサール条約湿地となっている谷津干潟との連携を図りつつ、三番瀬の再生・保全を進めることを目指します。



図2-10-1 三番瀬の水鳥(1)



図 2 - 10 - 2 三番瀬の水鳥(2)

○ラムサール条約湿地・登録地 位置図

(平成18年2月28日現在)



図 2 - 10 - 3 日本のラムサール条約湿地

第 11 節 広報

これまで、県では三番瀬の自然や円卓会議の取組を幅広く県民に知らせるため、「ちば県民だより」等、既存の広報媒体を使った広報のほか、NPO等の参加や協力を得ながら、新たな広報手段としてインターネットの活用や広報拠点の設置、シンポジウム等の開催等を行ってきました。

三番瀬の再生・保全には息の長い取組が必要であることから、次代を担う子供たちも含めて県民や地域住民の三番瀬の再生への関心・理解を深めるとともに、県民参加による三番瀬の再生・保全を進めていくことが重要です。また、国際化時代を踏まえて外国の方々にもわかりやすい広報の工夫も必要です。

そのため、地域住民の参加や地域活動の推進、情報の公開とわかりやすい情報の提供や三番瀬を知り、触れ合う機会の提供等に幅広く継続的に取り組み、県民を惹きつける魅力ある広報を目指します。



図 2 - 11 - 1 三番瀬サテライトオフィス



図 2 - 11 - 2 三番瀬フェスタ 2006 市川塩浜 - 感じよう!三番瀬。 -(平成 18 年 8 月 19 日)



図 2 - 11 - 3 三番瀬フェスタ 2005 「東京湾・三番瀬の再生をみんなで考え よう」(平成 17 年 12 月 11 日)(三番瀬 フェスタ実行委員会提供)



図 2 - 11 - 4 三番瀬フェスタ 2004 三番瀬みなとまつり(平成 16 年 9 月 18 日) (前川清氏提供)

第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組

三番瀬は、流入する河川の流域や東京湾を通じて広く陸域と海域の影響を受けています。河川等を通じてもたらされる汚濁負荷は赤潮・青潮の発生原因となっており、東京湾全体の問題となっています。

このことから、三番瀬の再生を進めるとともに、国をはじめ、東京湾に流入する河川の流域や東京湾周辺の自治体等と連携を強化して取り組むことが必要です。

そのため、関係自治体、地域住民等と交流・連携を深め、これまでの広域 的な取組を継続するとともに、これまで以上に主体的な役割を担い、三番瀬 の再生から東京湾の再生へつながる広域的な取組を目指します。

東京湾に係る化学的酸素要求量(COD) 窒素含有量及びりん含有量に係る 総量削減基本方針(平成 18 年 11 月)(表 2 - 12 - 1)

1 都県別削減目標量(単位:トン/日)(生活排水、産業排水等に係る発生負荷量)

都県名	化学的酸素	(16 年度に	窒素	(16 年度にお	りん	(16 年度に
	要求量	おける量)	含有量	ける量)	含有量	おける量)
千葉県	3 6	4 2	3 3	3 6	2.3	2.7
埼玉県	7 3	8 1	5 9	6 1	3.8	4.1
東京都	5 8	6 1	7 6	7 8	5.8	6.0
神奈川県	2 6	2 7	3 1	3 3	2.0	2.5
総量	193	2 1 1	1 9 9	208	13.9	15.3

2 目標年度 平成 21 年度

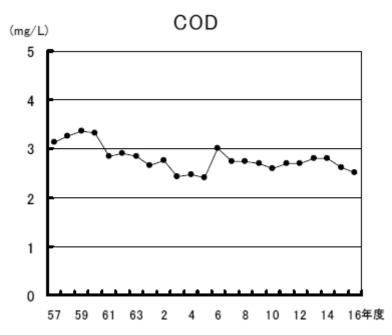


図2-12-2 東京湾全域の水質経年変化(COD) 東京湾水質調査報告書(平成16年度)(東京湾岸自治体環境保全会議作成)より

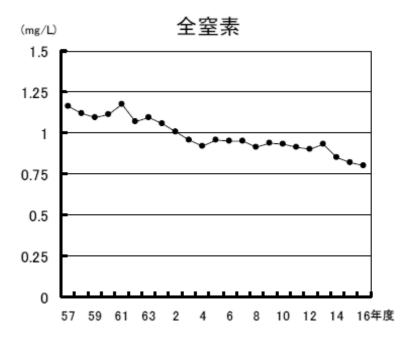


図 2 - 12 - 3 東京湾全域の水質経年変化(全窒素) 東京湾水質調査報告書(平成 16 年度)(東京湾岸自治体環境保全会議作成)より

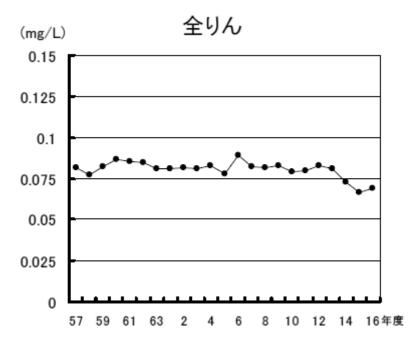
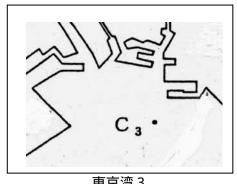
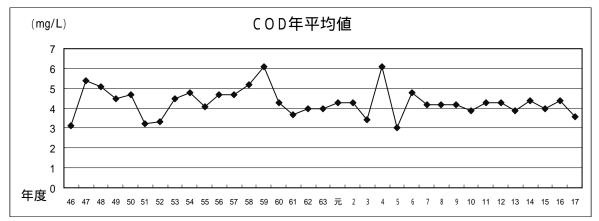


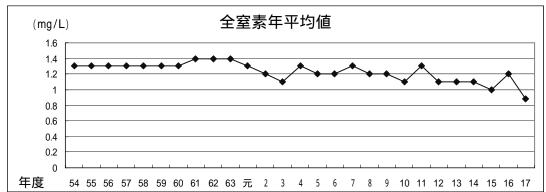
図 2 - 12 - 4 東京湾全域の水質経年変化(全りん) 東京湾水質調査報告書(平成 16 年度)(東京湾岸自治体環境保全会議作成)より

三番瀬周辺の水質(東京湾3)(公共用水域水質測定結果より)



東京湾3





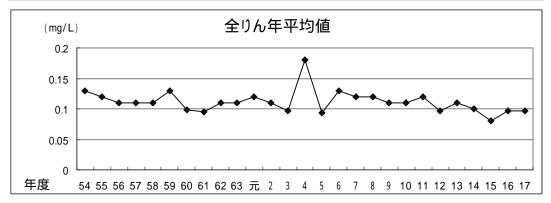


図2-12-5 三番瀬周辺の水質(東京湾3) 全窒素・全りんについては昭和53年度以前は測定していない。

第3章 三番瀬の再生の推進方法

三番瀬の再生を効果的に推進するため、次の事業の進め方、推進体制に則り、 取り組んでいきます。

第1節 事業の進め方

事業計画は、基本計画に基づき円卓会議の「三番瀬再生計画案」を踏まえて策定するものとします。

事業の実施については、順応的管理によることとし、具体的には、1 実施に係る計画の策定 (Plan) 2 実施 (Do) 3 評価 (Check) 4 対策の検討 (Action) という「PDCA」のマネジメントサイクルに則り、進めていきます。

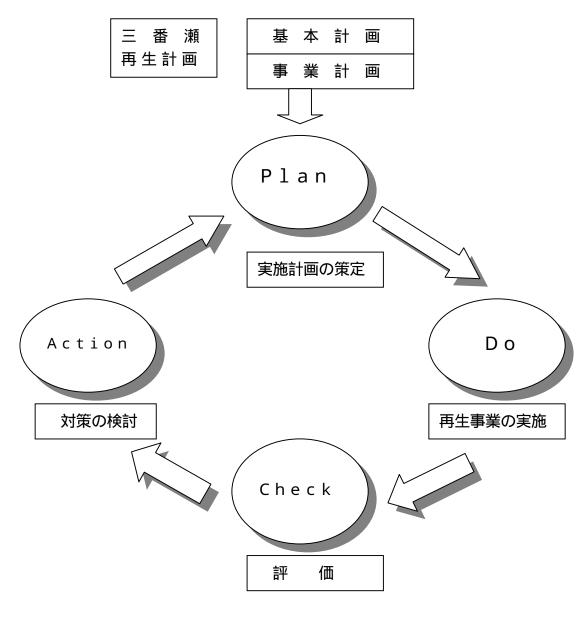


図3-1-1 事業の進め方

第2節 推進体制

三番瀬の再生については、これまでに経験のない取組や長期間にわたる取組を進める必要があるため、財政状況を勘案しつつ、一層の創意工夫や効果的な推進体制の構築が必要となります。

県では、これまで以上に国や、浦安市、市川市、船橋市及び習志野市(以下「4市」という。)との連携を深めるとともに、徹底した情報公開と住民参加のもとに、県民、地域住民、漁業関係者、環境保護団体関係者等からなる三番瀬再生会議や個別の検討委員会を設置し、関係者が、互いの立場の違いを理解しつつ、再生の目標を共有し、協力し合いながら三番瀬の再生に取り組めるよう努めます。

また、三番瀬は約1,800ヘクタールという広い面積を有し、その海域は 4市に面しており、その再生には、広範囲の地域における息の長い取組が必要 です。このような中で、三番瀬に関心や理解を有するより多くの県民や地域住 民が参加できるような三番瀬の再生に向けた「県民運動」の立ち上がりが望ま れます。そのため、県としても、そのような運動の立ち上がり、育成への支援 を行っていきます。

さらに、千葉県三番瀬再生計画に含まれない三番瀬の自然環境に影響を与えるおそれのある事業の実施に当たっては、基本計画との整合性の確保に努めるとともに、県以外が実施するものについては、基本計画との整合性につき配慮を要請していきます。

(参考)

千葉県三番瀬再生計画の策定経緯

年月日	項目
14.01.28	三番瀬再生計画検討会議(三番瀬円卓会議)設置
16.01.22	三番瀬再生計画検討会議(三番瀬円卓会議)から、県に「三番瀬再生計画案」提出
16.12.27	三番瀬再生会議設置
17.04.27	県から三番瀬再生会議に「基本計画(素案)」諮問
17.06.30	三番瀬再生会議から県に「基本計画 (素案)」答申
17.08.01	「基本計画(案)」についてパブリックコメント実施(~8月31日)
17.10.17	県議会三番瀬問題特別委員会設置(平成17年9月定例県議会)
17.11.22	県から三番瀬再生会議に「市川市塩浜護岸改修事業に係る事業計画(案)」諮問
17.12.28	三番瀬再生会議から県に「市川市塩浜護岸改修事業に係る事業計画(案)」答申
18.03.28	県から三番瀬再生会議に「事業計画(素案)」諮問
18.04.19	「事業計画(素案)」についてパブリックコメント実施 (~5月18日)
18.10.11	県議会三番瀬問題特別委員会委員長報告(平成18年9月定例県議会)
18.11.07	三番瀬再生会議から県に「事業計画 (素案)」答申
18.12.20	基本計画確定

(参考)

三番瀬再生会議委員名簿

【任期:平成16年12月27日~平成18年12月26日】

(:会長 :副会長 敬称略 順不同)

No	分 類	分 野	氏 名	摘 要	備考
1	学識経験者	都市計画	大西 隆	東京大学教授	
2	学識経験者	保全生態学·環境教育	吉田 正人	江戸川大学教授	
3	学識経験者	海洋環境	細川 恭史	(独)港湾空港技術研究所理事	
4	学識経験者	鳥類	蓮尾 純子	(財)日本野鳥の会評議員	
5	学識経験者	環境政策	倉阪 秀史	千葉大学助教授	
6	学識経験者	底生生物	清野 聡子	東京大学大学院助手	
7	学識経験者	海岸工学	矢内 栄二	千葉工業大学教授	
	学識経験者	水環境	中田 薫	(独)水産総合研究センター室長	18.7.13 退任
8	学識経験者	海洋生態	張 成年	(独)水産総合研究センター室長	18.7.14 就任
9	学識経験者	都市計画	村木 美貴	千葉大学助教授	
10	学識経験者	漁業	工藤 盛徳	東海大学名誉教授	
11	地元住民		歌代 素克	市川市南行徳地区自治会連合会長	
12	地元住民		本木 次夫	船橋市自治会連合協議会副会長·事務局長	
13	地元住民		木村 幸雄	習志野市連合町会連絡協議会副会長	
14	地元住民		岡本 孝夫	浦安市自治会連合会長	
15	公募委員		川口 勲	市川市在住	
16	公募委員		米谷 徳子	船橋市在住	
17	公募委員		後藤 隆	浦安市在住	
18	環境NPO		大野 一敏	NPO 法人 ベイプラン・アソシエイツ 理事長	
19	環境NPO		佐野 郷美	市川緑の市民フォーラム 事務局長	
20	環境NPO		竹川 未喜男	千葉の干潟を守る会	
21	地元経済・産業界		佐藤 フジエ	千葉県商工会議所女性会連合会副会長	

(参考)

用 語 説 明

COD	Chemical Oxygen Demand。化学的酸素要求量。主に海域・湖沼における
	有機物等による水質汚濁の程度を示すもので、水中の有機物と反応(酸
	化)させた時に消費する酸素の量をいう。数値が高いほど汚濁の程度が
	高い。
NPO	Non Profit Organization。行政・企業とは別に社会的活動をする非営
	利の民間組織。
(ア行)	
青潮	海面が乳青色又は乳白色に変化する現象。家庭や工場等から排出される
	有機物や、富栄養化により大量発生したプランクトンの死骸が海底に沈
	んで分解するときに酸素を消費する。これにより、酸欠状態の水塊(貧
	酸素水)ができ、海水中の硫酸イオンが硫化物イオンとなる。陸から沖
	に向かって風が吹く等の気象条件により、酸素の少ない底層水が沿岸部
	の表層に湧き上がるときに、硫化物イオンが酸素と反応して生じるイオ
	ウの微粒子に光が反射して、海面が乳青色や乳白色に見える。酸欠によ
	って魚や貝が大量に死滅するという被害が発生することがある。
赤潮	富栄養化により、主に植物プランクトンが急激に増えて海面が赤褐色等
	に変色する現象。
塩性湿地	海水の影響を受けた塩分の多い湿地。
汚濁負荷	有機物、窒素、りん等の汚濁物質。
(カ行)	
河川流域界	ある河川の流域と、隣接する他の流域等との境界。
干出域	干潮時に海底が水の上に出る場所。
(水源の)か	土壌が雨水を吸収して水源の枯渇を防ぎ、併せて水流が一時に河川に集
ん養	中して洪水を起こすのを防ぐこと。
汽水域	河川等からの淡水と海水が混じった水域。「汽水的環境」とは、淡水と
	海水が混じっている環境。
行徳湿地	元は海岸だったが、周りを埋め立てられ56ヘクタールだけ残った場所
	で、現在は千葉県の鳥獣保護区及び近郊緑地特別保全地区に指定されて
	おり、行徳野鳥観察舎が設置されている。三番瀬とは江戸川放水路にあ
	る水門と海に開口部のある暗渠でつながっている。
耕うん	アサリ等の二枚貝が生息しやすくするため、水中用のトラクター等で浅
	海底や干潟を耕すこと。
公共用水域水	水質汚濁防止法に基づき、千葉県をはじめとする関係機関が公共用水域
質測定結果	の水質測定を行った結果。「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿
	岸海域等、広く一般の利用が可能な水域及びこれらに接続する下水路、
	用水路等公共の用に供する水域。

後背湿地	干潟の干出域の陸側に存する海水の混じった湿地。
後背地	干潟の干出域の陸側に存する土地。
鋼矢板	鉄製の幅の0.4~0.6mの板状断面の杭で、一列に並べて打ち込ん
	ですき間の無い壁面を作り、岸壁や護岸などの構造物の一部として用い
	る。
(サ行)	
再生	過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻していくこと。自然
	再生推進法では「自然再生」とは「過去に損なわれた生態系その他の自
	然環境を取り戻すことを目的として、自然環境を保全し、再生し、若し
	くは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。」としている。
砂嘴(さし)	│沿岸流によって運ばれた砂礫が湾口の一方の端から海底に細長く堆積 │ │ · · · · · · · · · · · ·
	して堤状をなすもの。
三番瀬	浦安市、市川市、船橋市、習志野市の四市に三方を囲まれた、約1,800へ
	クタールの干潟と浅海域。
三番瀬再生会	三番瀬の再生、保全及び利用についての知事の諮問機関として、県の三番
議	瀬再生計画及びそれに基づき実施する再生事業に対する意見を述べるとと
	もに、三番瀬の再生を県民とのパートナーシップのもと能動的に進めること
一来湖市什盐	を目的として平成16年12月に設置した。
三番瀬再生計 画安	三番瀬再生計画検討会議(円卓会議)から、再生の基本的な考え方、再生
画案	のために必要な11の項目、課題、提言の4章で構成される三番瀬を再生す
 三番瀬再生計	
一曲機符字引	一番線の特生計画業を検討し効事に延業するために、李鵬経験省、地元は 民、漁業関係者、環境保護団体、県民等を委員とし、国の3省庁、地元3市
(円卓会議)	及び県をオブザ・バーとして平成14年1月に設置した。平成16年1月22日
	た、三番瀬再生計画案を知事に提出した。
 三番瀬サテラ	三番瀬についての県民への関心と理解を深めるための広報拠点施設。
イトオフィス	(船橋駅南口の船橋フェイスビル7階)運営はNPOに委託し、三番瀬や
	円卓会議、再生会議等に関係する資料の展示等の情報提供を行ってい
	న _ం
地場産業	地域の資源・労働力を背景に古くから発展し、その地に定着している産
	業。
浚渫窪地(し	昭和30~40年代の東京湾臨海部の埋立てのために、海底から土砂を
ゅんせつくぼ	採取したあとにできた窪地。
ち)	
順応的管理	自然の回復力を人間がサポートするという考え方に基づいて、再生に向
(じゅんのう	けて少しずつ手を加えながら、自然がどのように変化するかを十分、観
てきかんり)	察・記録し、そのつど検討を加えながら計画を手直しするという方法。
州	水流に運ばれた土砂が堆積して、河川・海等の水面上に現れたところ。

水生生物	水中で生活する動植物
	水中で生活する動植物。
生態系	あるまとまった地域に生活する生物全体とその地域を構成する環境が
	一体となったシステムをいう。池、森、山、海域などがそれぞれ一つの
	生態系として扱われる。
生物多様性	生物の種の多様性、生態系の多様性及び生物の遺伝子の多様性。
浅海域	太陽光が海底まで届く浅い海域をいう。この海域に干潟や藻場が成立す
	వ 。
(タ行)	
地産地消	その地域で生産されたものをその地域で消費すること。
千葉県環境会	快適環境の創造、都市・生活型環境問題及び地球環境問題等、複雑多様
議	化する千葉県の環境問題に対する環境政策のあり方について提言を行
	い、環境行政に反映させることを目的に平成4年6月に設置した。
潮間帯(ちょ	高潮時の海岸線と低潮時の海岸線との間にある帯状の部分。
うかんたい)	
直立護岸	壁面が垂直に近い護岸。
	海域や河川等の底にたまった堆積物。
東京湾流域界	東京湾に流入する河川全体の流域と隣接する他の流域等との境界。
泥干潟	主に泥でできている干潟。
(八行)	
パブリックア	一般の人々が(三番瀬と)自由に安全に行き来することができること。
クセス	
干潟	潮の満ち引きにより冠水と干出を繰り返す内湾沿岸の平底の砂泥地。
干潟的環境	後背湿地、干出域(干潟)、藻場、汽水域等の干潟及びその周辺の自然
	環境。
	溶存酸素の少ない水のこと。 通常、溶存酸素が1リットルあたり3ミリ
	グラム以下の水。
富栄養化	閉鎖性水域において、河川等から窒素、りん等の栄養塩類が運び込まれ
II/KIKIB	て豊富に存在するようになり、生物生産が盛んになること。
物質循環	環境の中で、様々な物質が生態系の働きや自然の物理的・化学的な働き
初貝旧塚	「「「「「「「」」」」
71.232 + +	
プレジャーボ	ヨット、モーターボート、水上オートバイなど、海洋レジャーに使われ
	る船艇の総称。
閉鎖性海域 	周囲を陸地に囲まれ、外海との海水の交換が少ない内湾・内海等の海域
	のこと。日本においては瀬戸内海、伊勢湾及び東京湾等が該当する。閉
	鎖性海域では、外部との海水の交換が行われにくいため、汚濁物質が滞
	留しやすく、富栄養化が進みやすいなどの特徴がある。
補足調査	市川二期・京葉港二期地区埋立計画につき、平成7年11月の千葉県環
	境会議からの提言に基づき行った平成8年から9年にわたる三番瀬の
	-

	用识现提到本下光边。2.4.6.4.4.4.4.4.1
	現況把握調査と当初の740ヘクタール埋立計画等が三番瀬に及ぼす
. — /= >	影響予測調査。
(マ行)	
澪(みお)	河・海の中で、船の通行に適する底深い水路。
澪筋(みおす	零の道筋。内湾や河口付近の砂泥質・遠浅の海底に沖合まで刻まれた浅
じ)	い谷をいい、水の流れの道筋となる。
水循環	三番瀬再生計画においては、「流域の水の流れと循環、さらには水の流
	れや循環の過程で生じる諸現象。治水・水質・生態系・親水等が適切な
	バランスをとって共に確保されている状態を、流域の健全な水循環系と
	呼ぶ。」の意味で使用しています。
モニタリング	事業を実施する場合に、予測し得ない新たな環境変化等の発生の可能性
	があることに配慮して、事業の実施前、実施中及び実施後において海域
	環境や生態系等の自然の状態について追跡調査を行うこと。
藻場	水底で、大型底生藻類や沈水植物が群落状に生育している場所。
(ヤ行)	
谷津干潟	東京湾を渡りのルートとするシギ・チドリ類にとって重要な中継地で、
	平成5年にラムサール条約湿地に認定された。面積は約41ヘクタール
	の干潟で、元は海岸だったが、周りを埋め立てられて現在の形になった。
	習志野市に位置し、三番瀬と同様にシギ・チドリ類をはじめとする水鳥
	が利用している。
有機物(質)	生物に由来する炭素原子を含む物質の総称で、生活排水や産業排水にも
	含まれている。
湧水	地表や海底面から自然に湧き出している地下水。
遊水池	河川に接して設けられ、通常時は水田や河川敷となっていて、出水時に
	は上流からの流水の一部を保留し、下流に流れる量を少なくする効果を
	持つもの。
幼生	卵からふ化し、独立生活をするようになった水生生物の子が、親と違う
	形をしている時の呼び名。
(ラ行)	,
ラムサール条	正式名「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。
約	国境を越えて移動する水鳥の生息地としての観点を中心として国際的
	に重要な湿地の保全を図るため、湿地の登録制度を設け、登録湿地の保
	全と賢明な利用のための国際協力を推進することを目的としている。
	雨水などが、ある河川や海域に集まってくる区域。
流域圏	流域界の内側を強調した用語であり意味は流域と同じ。
/ル * 水臼	ハルーネッドマンドコトスリでは間のに口目にめて心がは水は川は。

参考文献等 広辞苑、国土交通省ホームページ、三番瀬再生計画案、自然再生推進法、 水産基盤整備事業用語辞典、水産百科事典、図解土木用語辞典、生物多様性 キーワード辞典、千葉県環境白書

千葉県三番瀬再生計画(基本計画)

平成18年12月

千葉県総合企画部

企画調整課三番瀬再生推進室

260-8667

千葉市中央区市場町 1-1

電 話 043-223-2439

 $e\hbox{-}mail \quad sanbanze@mz.pref.chiba.lg.jp$